



公文書開示請求書

平成25年8月16日

佐賀県知事様

郵便番号 住所	
(法人等にあつては、主たる事務所等の所在地)	
氏名	
(法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連絡先	担当部課名 担当者名 電話番号

佐賀県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の 件名又は内容	武雄市からのF & B良品協議会（又は類する名称の協議会）設置の 地方自治法第二百五十二条の二に基づく届出書類		
開示の方法の区分	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 閲覧 3 視聴</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2 聴取 4 写し等の交付</td> </tr> </table>	1 閲覧 3 視聴	2 聴取 4 写し等の交付
1 閲覧 3 視聴	2 聴取 4 写し等の交付		
写し等の交付を希望 する場合の交付の 方法の区分	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1 窓口での交付</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2 郵便等による交付</td> </tr> </table>	1 窓口での交付	2 郵便等による交付
1 窓口での交付	2 郵便等による交付		

注 1 公文書の件名が明らかでないときは、請求に係る公文書の内容について、できるだけ具体的に記入してください。
 なお、記入に当たり不明な点がある場合は、係員と相談してください。
 2 開示の方法の区分欄については、該当する番号を○で囲んでください。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担当部局	電話番号（代表） （内線）
公文書の件名	完結年度（年） 文書分類
備考	

開示請求書に記載された申請者のお名前や連絡先などの個人情報は、公文書の開示に係る事務においてのみ使用し、法令等の規定による場合を除き、他の目的に使用したり、申請者の承諾なく第三者に提供することはありません。県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/privacy>」をご覧ください。お問い合わせは、法務課総務・情報公開担当（電話番号：0952-25-7009）までお願いします。